あきた北法人会だより

第73号　平成31年2月28日

発行　公益社団法人秋田北法人会
秋田市土崎港西五丁目３番１号 秋田市北部市民サービスセンター３Ｆ
TEL 018－845－8078　FAX 018－845－8025
http://kitahou.akitalink.com
E-mail:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

金農カラーライトアップ

ブルーライトアップ

ピンクリボンキャンペーン

クリスマスカラー

紅白ライトアップ

道の駅 あきた港　ポートタワーセリオン　ライトアップ!!

平成31年度税制改正に関する提言

秋田北法人会では、平成31年度税制改正に向け、秋田市に対し提言活動を行いました。

法人会では、各県連からの税制改正に関する要望事項やアンケートを取りまとめ、９月20日開催の全法連理事会において「平成31年度税制改正に関する提言」を決議しました。また、提言の実現に向け、法人会の全組織を挙げ地元国会議員並びに地方自治体に対し要望活動を実施しました。

11月15日　林会長が秋田市石井副市長へ要望書提出

平成31年度税制改正スローガン

○財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
○少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
○中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
○中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

【提言趣旨要約抜粋掲載】

Ⅰ 税・財政改革のあり方

１．財政健全化に向けて

政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要である。

⑴　2019年10月の消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策にならないよう十分配慮すべきである。

⑵　政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

⑶　財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

⑷　消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

⑸　国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

⑴　年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

⑵　医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80％以上も早期に達成する。

⑶　介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

⑷　生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

⑸　少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども、子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。

⑹　企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

３．行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削らなければならない。

⑴　国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

⑵　厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
⑶　特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
⑷　積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

４．消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10％への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多く、税率10％程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

⑴　現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
⑵　消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
⑶　軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対しての特段の配慮が求められる。

Ⅱ　経済活性化と中小企業対策

１．法人実効税率について

ＯＥＣＤ加盟国の法人実効税率平均は25％、アジア主要10カ国の平均は22％となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

２．中小企業の活性化に資する税制措置

⑴　中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
⑵　租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは、廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

３．事業承継税制の拡充

⑴　事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
⑵　相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年度以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、５年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては、時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

祝　おめでとうございます

◆平成30年度納税表彰◆

財務大臣表彰
林　　明夫氏（会　長）

秋田北税務署長表彰
近藤　隆平氏（常任理事）

新入会員紹介　どうぞよろしく

法人会員名	代表者名	法人住所
㈲やすらぎ商事	石　垣　秀　明	潟上市天王字下狼縁１－25
㈲サンライズ企画	柴　野　精　允	南秋田郡井川町浜井川字杉ノ実167－１
㈱三井システム	布　谷　みほ子	秋田市飯島字穀丁大谷地253－４
竹本食品㈱	竹　本　健　二	秋田市土崎港西２丁目４－36
賛助会員	**代表者名**	**法人住所**
長尾板金店	長　尾　良　義	潟上市昭和大久保字堤の上27－13
ハチロク工業	渡　邊　智　也	秋田市飯島川端３丁目３－７
小規模認可施設秋田みなと園	熊　谷　　武	秋田市土崎港西３丁目８－14

部会研修会

平成30年度「県内合同研修会」開催（８法人会）

青 年 部 会　2018.10.19

横手法人会が今年度担当部会として企画し開催された。（46名参加）

横手工業団地の「日本一フード秋田㈱」を訪問し、焼き鳥の製造工程や管理システムなどの視察研修会を実施した。終了後、横手セントラルホテルにて租税教育活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。

（次回担当会：能代法人会）

女 性 部 会　2018.9.21

能代法人会が今年度担当部会として企画し開催された。（90名参加）

旧料亭「金勇」「JAXA能代ロケット実験場」見学「留山散策」を実施。プラザ都にて「能代商工会議所会頭の広幡信悦氏」による講演会（天空の不夜城～未来への展望）と懇親会を開催、今年度活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。

（次回担当会：大館法人会）

平成30年度「女性部会研修会」開催　2018.10.12

今年度は「土崎地区の視察研修」を企画。（9名参加）

「秋田市土崎みなと歴史伝承館」にて館内ガイドと土崎空襲の説明を受けた後、㈱秋田東北ダイケンの川辺健一氏を講師として「秋田港土崎地区の現状と課題」をテーマに研修会を実施した。

地域社会貢献活動事業　（講演会）2018.11.21

講師：東京大学医学部附属病院 放射線科准教授　中川　恵一 氏
演題：『がんのひみつ ～ 早期発見から放射線治療まで ～』

がんの原因のほとんどは、食生活や喫煙などの生活習慣に由来することや、がん予防への取り組み、学校でのがん教育の必要性、定期検診の重要性など、放射線とがんの正しい知識について学んだ講演でありました。

会員各位や医療機関、金融機関、地域住民の方々への参加依頼（ポスターチラシの掲示と配布）、管内の広報誌や地元新聞への掲載などを行い、253名の申込がありました。

31年度も地域社会貢献運動委員会で企画する予定ですので、ご協力ご支援願います。

秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ）

税務関係講習会

秋田北税務署様から講師をお迎えして開催。

講習内容及び講師

（１）「税務調査について」
秋田北税務署長　成　田　弘　喜 様

（２）「軽減税率制度及び改正消費税法について」
同署法人課税部門統括官　藤　田　純　一 様

◆11月６日（火）　土崎男鹿地区（ホテル大和）
◆11月７日（水）　潟上五城目地区（五城館）

決算法人説明会

（１）10月30日（火）　対　象：10・11・12月決算法人
（２）１月24日（木）　対　象：１・２・３月決算法人

講師：秋田北税務署　小林財務事務官 様

キ タ ス カ

秋田北・南法人会合同セミナー

★営業セミナー★

商談上手になる秘訣

講師：ナレッジフォース・パートナーズ　代表　**藤原　敬行** 氏
８月24日（金）「ユースパル」

★税務セミナー★

軽減税率導入に伴う実務処理のポイント

講師：税理士　行政書士
星　　叡 氏
10月16日（火）「ユースパル」

消費税の軽減税率制度説明会

講師：秋田南税務署審理専門官
若木　淳一 氏他
11月29日（木）「秋田ビューホテル」

★クレーム対応セミナー★

上手なクレーム対応術

講師：アカデミー・ないろスタイル
主宰　**樋口智香子** 氏　**12月５日（水）「ユースパル」**

★税についての総合研修会★

法人税の確定申告書作成の留意点等

講師：秋田南税務署　法人課税 **工藤　智人** 氏他
２月12日（火）「ユースパル」

―― 平成30年度 ――

小学生「税の絵はがきコンクール」

〈主催〉（公財）全国法人会総連合、東北六県法人会連合会　（一社）秋田県法人会連合会　女性部会連絡協議会　〈後援〉国税庁

秋田北管内の小学校（12校）６年生より応募があった514通から選ばれた最優秀作品１点、
優秀作品９点、秋田北税務署長賞１点です。

（公社）秋田北法人会女性部会賞

最優秀作品

天王小学校　菅　原　莞　太 さん

優秀作品

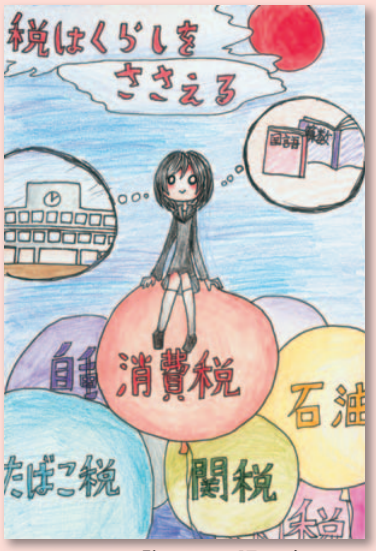

港北小学校　鷺　　陽　向 さん

優秀作品

外旭川小学校　菊　地　美　空 さん

優秀作品

脇本第一小学校　下　間　双　葉 さん

優秀作品

脇本第一小学校　菅　原　獅　子 さん

優秀作品

追分小学校　伊　藤　凛衣菜 さん

優秀作品

北陽小学校　中　山　七　海 さん

優秀作品

東湖小学校　上　田　　桜 さん

優秀作品

飯島南小学校　永　澤　愛　菜 さん

優秀作品

飯島南小学校　戸　堀　夢　花 さん

秋田北税務署長賞

美里小学校　薄　田　萌々子 さん

優秀作品は、秋田北税務署と秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ３/11～3/28）１Ｆに展示いたします。
キタスカでは、東北六県の優秀作品も展示します　※秋田北法人会のホームページにも掲載

租税教室開催

（青年部会・女性部会）

租税教育活動の一環として管内の小学校（４校）６年生を対象に、税のＤＶＤ・１億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

１月17日(木)
潟上市立出戸小学校
講師　細川青年部会長

１月22日(火)
秋田市立飯島南小学校
講師　稲庭女性部会長

１月29日(火)
男鹿市立脇本第一小学校
講師　保坂青年副部会長

２月１日(金)
潟上市立天王小学校
講師　畠山青年副部会長

税務署だより　平成30年分所得税及び復興特別所得税、消費税（個人事業者）、贈与税の確定申告について

申告と納税は期限内に！

平成30年分の確定申告の受付期間は、次のとおりです。

- 所得税及び復興特別所得税　２月18日（月）～３月15日（金）
- 消費税（個人事業者）　１月４日（金）～４月１日（月）
- 贈与税　２月１日（金）～３月15日（金）

所得税及び復興特別所得税の還付申告書は、２月18日（月）より前でも提出できます。

確定申告書作成会場のご案内

会　場	**秋田県労働会館「フォーラムアキタ」（秋田市中通６丁目７－36）** （専用駐車場はありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。）
開設期間	**２月18日（月）～３月15日（金）までの平日** （土・日は開設していません。但し、２月24日（日）・３月３日（日）のみ開設します。）
開設時間	**午前９時～午後４時まで** （申告書作成には時間を要しますので、午後３時前のご来場をお願いします。）

確定申告に関するお問合せ　▶秋田北税務署　TEL018（845）1161（代表）

確定申告に関する電話は、確定申告電話相談センターにおつなぎします。音声案内に従い、「０番」を選択してください。確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事していただいております。

税務署内には、開設前を含め、申告署作成会場を設置しておりません！

※税務署では、作成した申告書の受付や申告書用紙の配布は行っています。

確定申告書は、自宅で作成し、電子申告のほか郵送等で提出できます！

- 確定申告書作成会場は**大変混雑し、長時間お待ちいただく**場合があります。
- 是非、**ご自宅での申告書作成**に国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の**「確定申告書等作成コーナー」**をご利用ください。

2019年　平成31年１月からe-Taxの利用手続がより便利になりました

マイナンバーカードとＩＣカードリーダーをお持ちの方は！

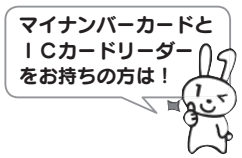

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の２つ！

①マイナンバーカード　②ICカードリーダライタ

・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
・既にe-TaxのID（利用者識別番号）を取得している方もe-TaxのID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードやＩＣカードリーダライタをお持ちでない方は…

どちらも持っていないという方でも！

ID・パスワード方式

用意するものは、次の２つ！　ID・パスワード方式に対応した

①ID（利用者識別番号）　②パスワード（暗証番号）

・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及びＩＣカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

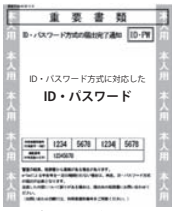

ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

お問合せ先

●e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク　0570-01-5901（e-コクゼイ）（全国一律 市内通話料金）

▶月曜日～金曜日　9時～17時（祝日及び12月29日～１月３日を除きます。）

●マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル　0120-95-0178（マイナンバー）

▶月曜日～金曜日　9時30分～20時（音声ガイダンスに従って１番を選択してください。）
▶土日祝　9時30分～17時30分（12月29日～１月３日を除きます。）

まだ負けたんでないぞ！

ニュークリエイトマネジメント　代表　長　井　三　郎

60才からの挑戦

下の子が大学を卒業した時、山田さんは60才になっていた。子供の教育が終わり、「これからは自分が納得のできる仕事がしたい」、と銀行にお金を借りに行った。

「学生時代、物理の勉強をしていたので、その仕事をしたい」と言うと、支店長は目を丸くして驚いた。「山田社長は今、おいくつですか」「60です」笑いながら支店長は言った。

「普通なら定年です。昔勉強したことも忘れてるでしょう。そんな仕事にお金は貸せません」と取り合ってくれない。

ここで山田さんは考えた。「今までは、家族を養うため菓子づくりをし、そこそこの売上を上げてきた。しかしこれからは本気になって、菓子づくりをやる」と。

60才を新たな出発点とする決意を固めたのである。

競争相手のいない仕事

これからの進路について、東京で社長をやっている友人に相談に行ったら、「俺のように、競争相手のいない仕事をしろ」と言われた。

助言を胸に帰りの列車でウトウトしていると、売子がそこの名物の餅を売りに来た。その声で目覚めた時、「これだ！」とひらめいた。「この餅は、東京でも仙台でも売っていない。競争相手のいない、名物を作ればいいんだ」

早速、大河ドラマで人気になっている、ご当地の名前をつけた新商品を売り出した。

味もよく、ネーミングもよく、見た目も豪華だ。自信たっぷりで売り込みに行ったら、「そんな聞いたこともないお菓子は置けない」とどこにも相手にされない。半年たっても全然売れない。多額の設備投資も重荷となり、もう駄目かと思った時、ひらめいたのが空港のみやげ物売り場だった。

断られても、断られても毎日通って粘った結果「試しに1ヶ月だけ置いてやる」と言われる。

味には自信がある。置いてもらえばしめたもの。月毎に売上は伸び、ついにはデパートでも置いてくれるようになった。だが売れて来ると、あちこちで似たものが売られるようになってきた。

人のまねできないもの

今度は「人のまねできない」お菓子をつくろうと、お客さまの声を徹底的に聞き、斬新な味とパッケージを研究して売り出した。しかし知名度のないお菓子はなかなか売れない。

そのうち空港の機内食で採用されることになり、ようやく人気に火がついた。手づくりでは間に合わないので、量産機械をつくろうとしたが、当時70才を越えた社長が経営する無名の会社に、大きな融資をしてくれる銀行はなかった。

万策尽きたかと思われた時、県外の銀行が融資してくれることになり、量産化にメドがつき東北新幹線の開業にも間に合った。

新商品は爆発的に売れ、今では地域を代表する銘菓となり、会社も順調に発展している。

小学生の時、ケンカに負けて、相手が帰った後も「まだ負けたんでないぞ」と、暗くなったその場で頑張っていた。

その負けん気が、菓子業界にさん然と輝く、立派な足跡を残す原動力となったのだと思う。

法人会会員のみなさまに **経営者大型総合保障制度**

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう 企業保障の 大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

お亡くなりになるリスクに対する保険	重度の身体障がい状態による退職のリスクに対する保険	重大疾病による長期離職のリスクに対する保険	ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険
総合型V Rタイプ	総合型V Tタイプ	Jタイプ	Mタイプ

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。
総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）とAIG損保のベーシック傷害保険、
総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）もしくは無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）とAIG損保のベーシック傷害保険、
Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）、
Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
東北支社 秋田営業部/
秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社
秋田支店/
秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-30-1031（平成30年8月15日）
B-152257　2017-11

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様月１件のご相談まで
無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ　株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

Medical Note